

件名	公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について
提案理由等	1 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則 公立中学校の位置変更に伴い、所要の改正をするものである。 2 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等 公立学校において育児休業等を取得する職員の補充のために任期付職員制度を導入すること等に伴い、所要の改正をするものである。

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正の概要

教育委員会事務局総務課

1 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和 55 年規則第 12 号）

（1）改正の趣旨

公立中学校の位置変更に伴い、所要の改正をするものである。

（2）改正の概要

規則別表に定める日光市立足尾中学校の所在地を変更する。

（3）施行期日

令和 4（2022）年 4 月 1 日

2 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等

（1）改正の趣旨

公立学校において育児休業等を取得する職員の補充のために任期付職員制度を導入すること等に伴い、所要の改正をするものである。

（2）改正の概要

育休任期付学校職員等の初任給について、人事委員会と協議して定めることとし、所要の語句の整理等を行う。

ア 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年規則第 7 号）

イ 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 年規則第 9 号）

（3）施行期日

令和 4（2022）年 4 月 1 日

○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和55年栃木県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
日光市立足尾中学校	<u>日光市足尾町赤沢 6 の 2</u>	日光市立足尾中学校	<u>日光市足尾町向原 7 の 1</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（総務課）

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) <u>「正規の試験」とは、人事委員会が行う競争試験及び選考（教育委員会が認めるものに限る。）をいう。</u> (9) <u>「大卒程度」とは、栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及びこれに相当する正規の試験をいう。</u> (10) <u>「小中学校事務職員（大卒程度）」とは、栃木県小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験及びこれに相当する正規の試験をいう。</u> (11) <u>「高卒程度」とは、栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び栃木県小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験並びにこれらに相当する正規の試験をいう。</u> (12) <u>「資格・免許職」とは、栃木県職員（資格・免許職）採用試験及びこれに相当する正規の試験をいう。</u> (13) <u>「Ⅰ種」とは、栃木県職員採用Ⅰ種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。</u> (14) <u>「Ⅱ種」とは、栃木県職員採用Ⅱ種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。</u> 第7条 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年栃木県条例第35号）第8条第1項の規定により臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員の初任給については、前条の規定に</u>	(定義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 第7条 <u>次の各号に掲げる職員の初任給については、前条の規定にかかわらず、人事委員会と協議して定める。</u> (1) <u>産休補助職員、育休補助職員、長期研修等補助職員その他期限付採用の職員</u> (2) <u>退職した後特別の事情により再び採用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用</u>

かかわらず、人事委員会と協議して定める。

(昇格の場合の号給)

第11条 略

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるものを昇格させた場合において、前2項の規定によりその者の号給を決定することが著しく不適当であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。
- 4 前条の規定により職員を昇格させた場合において、第1項又は第2項の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、同項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定によることができる。
- 5 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前各項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

別表第3 (第4条関係)

事務職給料表級別資格基準表

略

備考 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

される職員を除く。)

(昇格の場合の号給)

第11条 略

- 2 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるものを昇格させた場合において、前項の規定によりその者の号給を決定することが著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。
- 3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、第1項_____の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、同項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定によることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。

別表第3 (第4条関係)

事務職給料表級別資格基準表

略

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」は、栃木県職員(大学卒業程度)採用試験及びこれに相当する正規の試験を示し、「小中学校事務職員(大卒程度)」は、栃木県小中学校事務職員(大学卒業程度)採用試験及びこれに相当する正規の試験を示し、「高卒程度」は、栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び栃木県小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びにこれらに相当する正規の試験を示し、「資格・免許職」は、栃木県職員(資格・免許職)採用試験及びこれに相当する正規の試験を示し、「Ⅰ種」は、栃木県職員採用Ⅰ種試験及びこれに相当する正規の試験を示し、「Ⅱ種」は、栃

木県職員採用Ⅱ種試験及びこれに相当する正規の試験を示す。

別表第11（第6条関係）

事務職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
略		略
正規の試験 小中学校事務職員 （大卒程度）		略
略		略
略		略
略		略

備考

1 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」、「小中学校事務職員（大卒程度）」、「高卒程度」及び「資格・免許職」の区分の基準学歴は、「大卒程度」及び「小中学校事務職員（大卒程度）」は大学卒、「高卒程度」は高校卒、「資格・免許職」は短大卒とする。

3 略

別表第11（第6条関係）

事務職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
略		略
正規の試験 市町村立学校事務職員（大卒程度）		略
略		略
略		略
略		略

備考

1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」、「市町村立学校事務職員（大卒程度）」、「高卒程度」及び「資格・免許職」の区分の基準学歴は、「大卒程度」及び「市町村立学校事務職員（大卒程度）」は大学卒、「高卒程度」は高校卒、「資格・免許職」は短大卒とする。

2 略

（教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年栃木県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
教育職給料表（1）	略	略	教育職給料表（1）	略	略
	職務の級2級の職員（39号給以上108号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員（ <u>臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員</u> を除く。）として在職期間4年以上の職員に限る。）	略		職務の級2級の職員（39号給以上108号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員（ <u>期限付採用の職員</u> を除く。）として在職期間4年以上の職員に限る。）	略
	職務の級1級の職員（95号給以上の号給を受けている職員（ <u>臨時的に任用</u>			職務の級1級の職員（95号給以上の号給を受けている職員（ <u>期限付採用の</u>	

	される職員及び任期を定めて採用される職員を除く。)に限る。)		職員 _____を除く。)に限る。)	
教育職 給料表 (2)	略	略	略	略
	職務の級 2 級の職員 (51 号給以上 124 号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員 (臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員を除く。) として在職期間 4 年以上の職員に限る。)	略	職務の級 2 級の職員 (51 号給以上 124 号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員 (期限付採用の職員 _____ を除く。) として在職期間 4 年以上の職員に限る。)	略

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(総務課)